

# あすなろ家族の会 会則

## 【名称・事務局】

第1条 この会は、社会福祉法人あすなろ福祉会(地域活動支援センターぱる・おかやま、多機能型事業所あすなろ Job Support Center Asunaro、ピアセンタークローバー、MOMO)家族の会(以下:あすなろ家族の会)と称し、事務局を岡山市北区表町3-7-27社会福祉法人あすなろ福祉会、ぱる・おかやま内に置く。

## 【目的】

第2条 この会は、あすなろ福祉会を利用する障害者の自立と社会復帰に向けての諸活動を、家族として支え、その生活と活動の場である社会福祉法人あすなろ福祉会の運営を後援し、また家族同士の親睦を図ることを目的とする。

## 【事業】

第3条 この会は、目的を達成するため以下の事業に取り組む。

- (1)精神保健福祉を中心とする障害者に関わる諸問題についての学習・研修
- (2)社会福祉法人あすなろ福祉会の後援
- (3)家族交流会の開催
- (4)関係機関・団体との提携協力
- (5)障害者の社会保障制度確立に向けての運動
- (6)その他目的達成に必要な諸活動

## 【会員】

第4条 この会は、社会福祉法人あすなろ福祉会利用者の家族など(家族だけの利用含む)をもって会員とする。

## 【期間】

第5条 この会に次の機関を置く。

- (1)総会
- (2)役員会

## 【総会】

第6条 総会は年1回に定期的開催する。議事は出席会員の過半数をもって決する。役員会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

## 【役員会】

第7条 役員会は総会につぐ議決機関であり、また総会の議決事項を執行する。

## 【事務局】

第8条 この会に事務局を置き、社会福祉法人あすなろ福祉会法人本部に事務局を委嘱する。

## 【役員】

第9条 この会に次の役員を置く(任期1年)。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 役員数名

## 【会費】

第10条 この会の会費は、家族会年会費として5,000円とする。  
ただし、11月以降に新規入会する場合は2,500円とする。

## 【退会】

第11条 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に申し出ること任意に退会することができる。

## 【経費】

第12条 この会の運営費は会費その他の収入を持って支弁する。

## 【会計年度】

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。